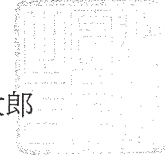


那 塩 廃 第 290 号
令和 6(2024)年 3 月 8 日

住 所 那須塩原市井口 198 番地 1
氏 名 株式会社 真田ジャパン
代表取締役 五月女 大造

那須塩原市長 渡辺 美知太郎



一 般 廃 棄 物 処 理 業 許 可 証

一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項の規定により、
下記の条件を付して許可する。

記

許 可 番 号	7
廃 棄 物 の 種 類	一般廃棄物 可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、金属類、木くず、紙類、缶、びん、 ペットボトル、発泡スチロール、小型家電、特定家電
収 集 運 搬 ・ 処 分 の 別	収集運搬業
対 象 区 域	那須塩原市全域
許 可 期 間	令和 6(2024)年 4 月 1 日 ~ 令和 8(2026)年 3 月 31 日
許 可 条 件	1. 事業に関する法令、条例及び規則を厳守すること。 2. 市の指示、通達に従うこと。 3. 上記の条件を遵守できない場合は、許可を取り消すものとする。